

積立定期預金規定

1. (預入れの方法等)

この預金の預入れは1回1円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (預金の種類)

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取り扱います。

- (1) 単利確定日型または複利確定日型は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- (2) 複利エンドレス型は、契約日に満期日を定めず、3年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金としてお預りします。

<満期日指定型>

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を定期預金共通規定第8条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第8条第3項または第4項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	前記第1項の適用利率×50%
③ 1年以上3年未満	前記第1項の適用利率×70%
- (4) この預金の付利単位は3年期日指定は100円、その他は1円とします。

<エンドレス型>

4. (自動継続等)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以降に支払います。
 - ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。
 - ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。)は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引き続き自動継続の取扱いをします。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期

- 日) の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
- ① 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満利率」
 - ② 2年以上の場合 当組合所定の「2年以上」の利率
(以下「2年以上利率」という。)
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記第1項の利息(継続を停止した場合の利息を含む)は、満期日以降にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 継続された預金の利息についても前記第1項、第2項と同様の方法によります。
- (4) この預金を定期預金共通規定第8条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第8条第3項または第4項により解約する場合、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%
- (5) 利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以降に預入れられる金額について、その預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (6) この預金の付利単位は3年期日指定は100円、その他は1円とします。

以上